

埼玉県建築工事实務要覧 令和8年版 改定の概要

収録内容	改定の概要	備考
第1 契約編		
埼玉県建設工事標準請負契約書及び埼玉県建設工事標準請負契約約款	最新版に差替え	R8.4適用（入札課）
公共工事における中間前金払制度の取扱いについて（抜粋）	最新版に差替え	R8.4適用（入札課）
第2 手続編		
主な官公署への申請手続き一覧表	法令、条数の整理	R8.4適用
第3 仕様書編		
埼玉県建築工事特別共通仕様書	文言の整理	R8.4適用
埼玉県電気設備工事特別共通仕様書	公共工事標準仕様書（令和7年版）に合わせ改定	R8.4適用
埼玉県機械設備工事特別共通仕様書	サーキュラーエコノミーの文を追加	R8.4適用
第4 施工編		
埼玉県建築工事監督要綱	文言の整理	R8.4適用
別表第1 受注者提出書類一覧表	文言の整理、電子成果品の具体例を修正	R8.4適用
別表第2 工事監督処理方法（建築工事編）	文言の整理、熱中症対策追加、	R8.4適用
別表第2 工事監督処理方法（電気設備工事編）	公共工事標準仕様書（令和7年版）、工事監理指針（令和7年版）に合わせた改定	R8.4適用
別表第2 工事監督処理方法（機械設備工事編）		R8.4適用
埼玉県材料検査実施要領（建築工事編）	文言、条数の整理	R8.4適用
埼玉県材料検査実施要領（電気設備工事編）		R8.4適用
埼玉県材料検査実施要領（機械設備工事編）		R8.4適用
工事現場等における施工体制の確認要領（建築・設備工事編）	確認事項の具体例を追加	R8.4適用
施工体制チェックポイント	確認事項の具体例を追加	R8.4適用
埼玉県建築工事写真作成要領	別表に注追加	R8.4適用
埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領	文言の整理、納品図面データの種類修正	R8.4適用
埼玉県建築工事に伴う現場発生材の取り扱い要領に基づく様式取扱い要領	改定なし	H29.4適用
埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領	改定なし	R2.4適用
建設工事に伴う騒音振動対策技術指針	改定なし	H29.4国土交通省
埼玉県公共建設工事過積載防止対策実施要綱	最新版に差替え	R7.4施行
埼玉県公共建設工事過積載防止対策実施要領	最新版に差替え	R7.4施行
建築・設備工事設計変更ガイドライン	改定なし	R5.8適用
建設副産物の手引き（概要版）	改定なし	R5.1適用
第5 検査編		
埼玉県工事検査要綱	最新版に差替え	R6.4適用

埼玉県建築工事検査技術基準	様式名修正	R8.4適用
埼玉県建築工事成績評定要領	改定なし	R5.4適用
埼玉県建築工事成績評定結果通知公表要領	改定なし	H31.4適用
第6様式編		
1 埼玉県建設工事標準請負契約約款に基づく様式		
請負代金内訳書	資料名・約款名を修正、入契法改定に合わせた改定	R8.4適用
工程表	約款名を修正	R8.4適用
監督員通知書（指定・変更）	資料名・約款名を修正、工事場所削除	R8.4適用
現場代理人等（変更）通知書	資料名・約款名を修正、工事場所・工期削除	R8.4適用
経歴書	健康保険証廃止に伴い文言修正	R8.4適用
材料検査請求書	約款名を修正	R8.4適用
工期延長申請書	約款名を修正、工事場所削除	R8.4適用
工期（請負代金額）の変更について（協議）	約款名を修正、工事場所削除	R8.4適用
工期（請負代金額）の変更協議について（回答）	工事場所削除	R8.4適用
工事完成通知書	約款名を修正、工事場所削除	R8.4適用
指定部分に係る工事完了通知書	約款名を修正、工事場所削除	R8.4適用
工事完成検査結果について（通知）	約款名を修正、工事場所削除、公印省略に変更	R8.4適用
工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）	約款名を修正、公印省略に変更	R8.4適用
工事完成検査結果及び工事暫定成績評定結果について（通知）	約款名を修正、公印省略に変更	R8.4適用
指定部分に係る工事完了検査結果について（通知）	約款名を修正、工事場所削除、公印省略に変更	R8.4適用
工事目的物引渡書	約款名を修正、工事場所削除	R8.4適用
指定部分に係る工事目的物引渡書	約款名を修正、工事場所削除	R8.4適用
部分払検査請求書	約款名を修正、工事場所削除	R8.4適用
部分払検査結果について（通知）	約款名を修正、工事場所削除、公印省略に変更	R8.4適用
工事完了後の事後調査報告書	約款名を修正	R8.4適用
工事完了後の修補請求書	約款名を修正	R8.4適用
修補完了報告書	約款名を修正	R8.4適用
2 公共工事における中間前金払制度の取扱いについてに基づく様式		
中間前金払と部分払の選択について		R8.4適用（入札課）
認定請求書		R8.4適用（入札課）
工事履行報告書		R8.4適用（入札課）
認定調書		R8.4適用（入札課）

中間前金払・部分払の変更申請書		R8.4適用（入札課）
3 埼玉県建築工事監督要綱に基づく様式		
資材・製造所等選定報告書	改定なし	R3.1適用
試験計画書	改定なし	R3.1適用
工事現場連絡票	改定なし	R5.4適用
工事進捗状況報告書	改定なし	R5.4適用
出来高支払可能額算出表	工事場所削除	R8.4適用
完成建物工作物引渡書	改定なし	R2.4適用
工事報告書	改定なし	R5.4適用
工期延長副申書	改定なし	R5.4適用
契約時における確認票	工事箇所削除、サーキュラーエコノミー、熱中症項目追加	R8.4適用
4 工事現場等における施工体制の確認要領（建築・設備工事編）に基づく様式		
工事確認結果報告書	工事場所・住所・氏名削除	R8.4適用
聞き取り調査結果報告書	工事場所・住所・氏名削除	R8.4適用
施工体制等の不備・一括下請負の疑義について（報告）	住所・氏名削除	R8.4適用
5 建築工事に伴う現場発生材の取扱い要領に基づく様式		
現場発生材報告書	改定なし	R3.1適用
現場発生材引渡書	改定なし	R5.4適用
6 建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領に基づく様式		
事故報告書	改定なし	R3.1適用
7 埼玉県建設工事検査要綱に基づく様式		
検査員指定書	改定なし	R4.5適用
工事検査請求書	改定なし	R4.5適用
工事手直し指示書・工事手直し報告書	改定なし	R5.4適用
工事検査調書	改定なし	R5.4適用
工事既済部分認定調書	改定なし	R5.4適用
8 埼玉県建築工事成績評定要領に基づく様式		
工事成績採点表	改定なし	R3.4適用
細目別評定点採点表	改定なし	R3.4適用
工事成績評定表	改定なし	R3.4適用
考査項目別運用表（監督員用）		
考査項目別運用表（工事成績評定員用）	改定なし	R5.4適用

考査項目別運用表（検査員用）		
工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	工事場所削除、注意事項追加	R8.4適用
「施工プロセス」チェックリスト（1/3～3/3）	改定なし	R7.3適用
工事成績評定結果の確定について（通知）	公印省略に変更	R8.4適用
工事成績評定結果に係る説明書	改定なし	R5.4適用
工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）	約款名を修正、公印省略に変更	契約約款様式第9号(2)と同様。
工事完成検査結果及び工事暫定成績評定結果について（通知）	約款名を修正、公印省略に変更	契約約款様式第9号(3)と同様。
9 埼玉県建築工事成績評定結果通知公表要領に基づく様式		
工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）	約款名を修正、公印省略に変更	契約約款様式第9号(2)と同様。
工事完成検査結果及び工事暫定成績評定結果について（通知）	約款名を修正、公印省略に変更	契約約款様式第9号(3)と同様。
工事成績評定結果に係る説明請求書	改定なし	R3.1適用
工事成績評定結果に係る説明書	改定なし	評定要領様式第34号と同様
工事成績評定結果の修正について（通知）	公印省略に変更	R8.4適用
工事成績評定結果の確定について（通知）	公印省略に変更	評定要領様式第33号と同様。
工事成績評定結果表	改定なし	R2.4適用
工事成績評定結果表（暫定）	改定なし	R2.4適用
工事成績評定結果表（確定）	改定なし	R2.4適用
工事成績評定結果表（修正）	改定なし	R2.4適用
10 その他参考様式		
施工体制台帳	改定なし	R7.3適用
再下請負通知書	改定なし	R7.3適用
施工体系図	表形式を追加	R8.4適用
作業員名簿	改定なし	R7.3適用
建設業退職金共済証紙購入状況報告書	改定なし	R5.4適用
建設業退職金共済証紙購入状況報告の遅延理由申出書	改定なし	R5.4適用
建設業退職金共済証紙貼付実績報告書	改定なし	R5.4適用
建設業退職金共済証紙購入及び貼付状況報告書	改定なし	R5.4適用
電気保安技術者（工事用電力設備保安責任者）通知書	様→宛	R8.4適用
第7資料編		
工事請負契約・支払関係提出書類一覧表	書式・書体修正	R8.4適用
建設産業における生産システム合理化指針	改定なし	土木と共通指針（H3.2.5建設省経構第2号）
問合せ先一覧表	グリーン調達関連の問合せ先修正	R8.4適用

新旧对照表

主な官公署への申請手続き一覧表

現行条文(令和5年版以前)							新条文(令和8年版)							改定内容
工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘要	法令	工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘要	法令	
共通														
省エネ関係	省エネ措置の届出		所管行政庁(知事等)	着工21日前まで	エネルギーの効率的利用の為に措置(外壁・窓等からの熱損失防止等)	建築物省エネ法第19条	省エネ関係	省エネ措置建築物エネルギー消費責任適合性判定		所管行政庁又は登録省エネ判定機関	着工前	建築物エネルギー消費性能基準	建築物省エネ法第11条	申請・届出の名称の変更 提出先の変更 提出期限の変更 摘要の変更 法令番号の変更
建築	建築物・工作物	工事完了通知(工事完了届)	発注者(受注者代行)				建築物・工作物		発注者					提出者の変更
		防火対象物使用開始届				火災予防条例第43条							火災予防条例	法令番号の削除
		建設工事計画届				労働安全衛生法第88条3項、労働安全衛生規則第91条							労働安全衛生法第88条3項、労働安全衛生規則第91条	法令番号の変更
		特定粉じん排出等作業完了報告書				県マニュアル・市町村条例							石綿飛散防止対策マニュアル2022・市町村条例	法令の変更
電気設備														
	昇降機					建築配置図、昇降機据付平面図、断面図、構造詳細図		昇降機					建築配置図、昇降機据付平面図	摘要の変更
給水設備														
上水道(給水装置)	給水装置工事申込書兼施工承認申請						上水道(給水装置)	水道工事申込書兼施工承認申請						申請・届出の名称の変更
専用水道	専用水道確認申請					水道法第33条、同法施行規則第53条	専用水道						水道法第50(33)条、同法施行規則第21条	法令番号の変更
"	給水開始前の届					水道法第13、34条、同法施行規則第10条、11条	"						水道法第50(13)条、同法施行規則第10条、11条	法令番号の変更
地下水採取														
政令指定地区	建築物用地地下水採取許可申請					地下水法第4条、同法施行規則第1条	政令指定地区						地下水法第5(4)条、同法施行規則第1条	法令番号の変更
浄化槽														
-	計画通知・確認申請					建築基準法第18条	-						建築基準法第6条、18条	法令番号の変更
-	浄化槽使用廃止届出書					浄化槽法第11条の2	-						浄化槽法第11条の3	法令番号の変更
消化設備														
-	防火対象物使用開始届出書	所轄消防署の指定する者(受注者代行)					-		発注者(受注者代行)					提出者の変更
-	工事整備対象設備等着工届出書	所轄消防署の指定する者(受注者代行)					-		発注者(受注者代行)					提出者の変更
-	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届	所轄消防署の指定する者(受注者代行)				消防法第17条の3の2、同法施行規則第31条の3	-		発注者(受注者代行)				消防法施行規則第31条の3	提出者の変更 法令の変更
ガス設備														
都市ガス	ガス工事申込					ガス供給約款	都市ガス						託送供給約款等	法令の変更
液化石油ガス	特定高圧ガス消費届(3,000kg以上)					高圧ガス保安法第24条の2	液化石油ガス						高圧ガス保安法第24条の2、液化石油ガス保安規則38条の3	法令の変更
	液化石油ガス設備工事届(床面積1,000㎡以上の事務所等で貯蔵能力が500kg超の場合)					液化石油ガス法第36条、第38条の3、同法施行規則第51条、36～38条							液化石油ガス法第36条、第38条の3、同法施行規則第51条、液化石油ガス保安規則36～38条	法令の変更
危険物の製造所・貯蔵所・取扱所														
指定数量の三十倍超過	危険物保安監督者選任届					消防法第13条、危険物の規制に関する政令第31条	指定数量の三十倍超過						消防法第13条、危険物の規制に関する政令第31条、危険物の規制に関する規則第48条	法令の変更
指定数量以上	水張・水圧検査申請					危険物の規制に関する政令第8条の2の2、火災予防条例	指定数量以上						危険物の規制に関する政令第8条の2の2	法令の変更
緑地														
区域内行為						ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第10条	区域内行為						ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第10条、地方条例	法令の変更
緑化計画						ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条	緑化計画						ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条、地方条例	法令の変更

埼玉県建築工事特別共通仕様書

現行条文(令和5年版以前)			新条文(令和8年版)			改定内容
節	項	内容	節	項	内容	
第1章 一般共通事項						
1節 一般事項	1.1.1 適用	(e) すべての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書 間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(6)の順番とし、これにより難しい場合は、標準仕様書1.1.8「疑義に対する協議等」による。	1節 一般事項	1.1.1 適用	(e) すべての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書 間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(6)の順番とし、これにより難しい場合は、標準仕様書第1編1.1.8「疑義に対する協議等」による。	内容加筆
	1.1.8 工事実績情報システム(CORINS)への登録	受注者は、受注時若しくは完成時、又は登録内容の変更時において工事実績情報システム(CORINS)への登録を行う。		1.1.8 工事実績情報システム(CORINS)への登録	受注者は、受注時若しくは完成時、又は登録内容の変更時において工事実績情報システム(コリンズ)への登録を行う。	項目内容 変更 内容変更
	1.1.13 建設副産物	○ 再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事 (1) 500㎡以上の建設発生土を搬入する工事		1.1.13 建設副産物	○ 再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事 (1) 500㎡以上の建設発生土を搬入(搬出)する工事	内容加筆
	"	○ 再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事 (1) 500㎡以上の建設発生土を搬出する工事		"	○ 再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事 (1) 500㎡以上の建設発生土を搬入(搬出)する工事	内容加筆
	"	(c) 受注者は、産業廃棄物について、産業廃棄物管理票(マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。		"	(c) 受注者は、産業廃棄物について、産業廃棄物管理票(マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、工事検査時にマニフェスト原本又は電子マニフェストシステムから出力される「受渡確認票」及び「一覧表」を提示する。	内容加筆
3節 工事現場管理	1.3.1 電気保安技術者	(a) 受注者は、電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者等を置くものとする。	3節 工事現場管理	1.3.1 電気保安技術者	(a) 受注者は、電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者を置くものとする。	内容変更
	"	(b) 電気保安技術者は、次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を監督員に提出して承諾を受ける。 (1) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者、一級電気工事施工管理技士又はこれと同等の知識及び経験を有する者。		"	(b) 電気保安技術者は、次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を監督員に提出して承諾を受ける。 (1) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者。	内容変更
	"	(e) 電気主任技術者を別途配置している電気工作物に係る工事においては、電気主任技術者及び監督員と協議し保安業務に支障がないよう務める。		"	(e) 電気主任技術者を別途配置している電気工作物に係る工事においては、電気主任技術者及び監督員と協議し保安業務に支障がないよう努める。	内容変更
4節 材 料	1.4.3 環境への配慮	受注者は、「彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱」に基づく彩の国リサイクル製品や、「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選択するよう努める。	4節 材 料	1.4.3 環境への配慮	受注者は、「彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱」に基づく彩の国リサイクル製品、「彩の国サーキュラーエコミー型製品等登録制度実施要項」に基づく製品、及び「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選択するよう努める。	内容変更 内容加筆
7節 埼玉県契約後VE方式	1.7.1 適用	なお、VE提案を受注者に義務付けるものではない。	7節 埼玉県契約後VE方式	1.7.1 適用	なお、VE提案は受注者の任意とし、に義務付けるものではない。	内容変更 内容加筆

埼玉県電気設備工事特別共通仕様書

現行条文(令和5年版以前)			新条文(令和8年版)			改定内容
節	項	内容	節	項	内容	
第1章 一般共通事項						
	1.1.8	工事実績情報システム(CORINS)への登録を行う。	1.1.8	工事実績情報システム(コリンズ)への登録を行う。		項目内容 変更 内容変更
	1.1.13	(c) 受注者は、産業廃棄物について、産業廃棄物管理票(マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。	1.1.13	(c) 受注者は、産業廃棄物について、産業廃棄物管理票(マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、工事検査時にマニフェスト原本又は電子マニフェストシステムから出力される「受渡確認票」及び「一覧表」を提示する。		内容加筆
3節	1.3.1	(b) 電気保安技術者は、次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を監督員に提出して承諾を受ける。 (1) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者、一級電気工事施工管理技士又はこれと同等の知識及び経験を有する者。	3節	1.3.1	(b) 電気保安技術者は、次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を監督員に提出して承諾を受ける。 (1) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者。	内容変更
4節	1.4.3	受注者は、「彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱」に基づく彩の国リサイクル製品や、「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選択するよう努める。	4節	1.4.3	受注者は、「彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱」に基づく彩の国リサイクル製品、「彩の国サーキュラーエコノミー型製品等登録制度実施要項」に基づく製品、及び「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選択するよう努める。	内容変更 内容加筆
7節	1.7.1	なお、VE提案を受注者に義務付けるものではない。	7節	1.7.1	なお、VE提案は受注者の任意とし、に義務付けるものではない。	内容変更 内容加筆
第3章 撤去・取付工事						
1節	3.1.1	穴あけは、必要最小限の寸法とし、ダイヤモンドカッター、振動ドリル等により施工する。施設利用者に対する危険防止、騒音防止及び建物の構造耐力等に十分配慮し、貫通穴以外の部分に損傷を与えないようにする。	1節	3.1.1	穴あけは、必要最小限の寸法とし、ダイヤモンドカッター、振動ドリル等により施工する。施設利用者に対する危険防止、騒音防止及び建物の構造耐力等に十分配慮し、貫通穴以外の部分に損傷を与えないようにする。	内容変更

埼玉県機械設備工事特別共通仕様書

現行条文(令和5年版以前)			新条文(令和8年版)			改定内容
節	項	内容	節	項	内容	
第1章 一般共通事項						
1節 一般事項	1.1.8 工事実績情報システム(CORINS)への登録	受注者は、受注時若しくは完成時、又は登録内容の変更時において工事実績情報システム(CORINS)への登録を行う。	1節 一般事項	1.1.8 工事実績情報システム(CORINS)への登録	受注者は、受注時若しくは完成時、又は登録内容の変更時において工事実績情報システム(CORINS)への登録を行う。	項目内容 変更 内容変更
	1.1.13 建設副産物	(c) 受注者は、産業廃棄物について、産業廃棄物管理票(マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。		1.1.13 建設副産物	(c) 受注者は、産業廃棄物について、産業廃棄物管理票(マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、工事検査時にマニフェスト原本又は電子マニフェストシステムから出力される「受渡確認票」及び「一覧表」を提示する。	内容加筆
3節 工事現場管理	1.3.1 電気保安技術者	(b) 電気保安技術者は、次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を監督員に提出して承諾を受ける。 (1) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者、一級電気工事施工管理技士又はこれと同等の知識及び経験を有する者。	3節 工事現場管理	1.3.1 電気保安技術者	(b) 電気保安技術者は、次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を監督員に提出して承諾を受ける。 (1) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者。	内容変更
4節 機器及び材料	1.4.3 環境への配慮	受注者は、「彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱」に基づく彩の国リサイクル製品や、「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選択するよう努める。	4節 機器及び材料	1.4.3 環境への配慮	受注者は、「彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱」に基づく彩の国リサイクル製品、「彩の国サーキュラーエコノミー型製品登録制度実施要項」に基づく製品、及び「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選択するよう努める。	内容変更 内容加筆
5節 工事検査	1.5.1 中間検査	(b) 検査日は、受注者等の意見を聞いて発注者が決める。	5節 工事検査	1.5.1 中間検査	(b) 検査日は、受注者等の意見を聞いて発注者が定める。	内容変更
7節 埼玉県契約後VE方式	1.7.1 適用	なお、VE提案を受注者に義務付けるものではない。	7節 埼玉県契約後VE方式	1.7.1 適用	なお、VE提案は受注者の任意とし、に義務付けるものではない。	内容変更 内容加筆
第2章 共通工事						
1節 配管附属品	2.1.2 吊り及び支持	なお、施工要領は、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(以下、国土交通省標準図という。)(施工13~16)による。	1節 配管附属品	2.1.2 吊り及び支持	なお、施工要領は、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(以下、国土交通省標準図という。)(施工14~17)による。	内容変更
2節 配管施工の一般事項	2.2.1 異種金属接触防止	(a) 給水、給湯、開放系の冷温水及び冷却水配管で、機器接続部の金属材料と配管材料のイオン化傾向が大きく異なる場合(鋼とステンレス鋼、鋼と銅)は、絶縁継手を使用し絶縁を行うものとし、設置箇所及び絶縁継手の仕様は特記による。	2節 配管施工の一般事項	2.2.1 異種金属接触防止	(a) 給水、給湯、開放系の冷温水及び冷却水配管で、機器の接続部材料と配管材料のイオン化傾向が大きく異なる場合(鋼とステンレス鋼、鋼と銅)は、絶縁継手を使用し絶縁を行うものとし、設置箇所及び絶縁継手の仕様は特記による。	内容変更
	2.2.2 マクロセル腐食防止措置	鉄骨造・鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物に埋設配管が引き込まれる箇所の付近の露出配管は、マクロセル防止用絶縁継手を設ける。ただし、設置の有無は、特記による。		2.2.2 マクロセル腐食防止措置	鉄骨造・鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物に埋設配管が引き込まれる箇所の付近の露出配管は、マクロセル防止用絶縁継手を設ける。ただし、設置箇所及び絶縁継手の仕様は、特記による。	内容変更
第3章 空気調和設備工事						
1節 ダクト及びダクト附属品	3.1.1 ステンレス鋼板製ダクト	(b) ダクトの吊り及び支持 (2) 横走り主ダクトには国土交通省標準図(施工17)による形鋼振れ止め支持を行うものとし、その取り付け間隔は、12m以下とする。	1節 ダクト及びダクト附属品	3.1.1 ステンレス鋼板製ダクト	(b) ダクトの吊り及び支持 (2) 横走り主ダクトには国土交通省標準図(施工18)による形鋼振れ止め支持を行うものとし、その取り付け間隔は、12m以下とする。	内容変更
	"	(b) ダクトの吊り及び支持 (3) 立てダクトには国土交通省標準図(施工17)による形鋼振れ止め支持を行うものとし、支持金物の寸法は、表3.1.1により、その間隔は4,000mm以内かつ各階1箇所以上支持する。		"	(b) ダクトの吊り及び支持 (3) 立てダクトには国土交通省標準図(施工18)による形鋼振れ止め支持を行うものとし、支持金物の寸法は、表3.1.1により、その間隔は4,000mm以内かつ各階1箇所以上支持する。	内容変更
	3.1.2 ビニル製ダクト	(b) ダクトの吊り及び支持 (2) 立てダクトには国土交通省標準図(施工17)による形鋼振れ止め支持を行うものとし、支持金物の寸法及び支持間隔は表3.1.2による。		3.1.2 ビニル製ダクト	(b) ダクトの吊り及び支持 (2) 立てダクトには国土交通省標準図(施工18)による形鋼振れ止め支持を行うものとし、支持金物の寸法及び支持間隔は表3.1.2による。	内容変更
	"	(b) ダクトの吊り及び支持 (3) 横走り主ダクトには、国土交通省標準図(施工17)による形鋼振れ止め支持を行うものとし、その取り付け間隔は12m以下とする。		"	(b) ダクトの吊り及び支持 (3) 横走り主ダクトには、国土交通省標準図(施工18)による形鋼振れ止め支持を行うものとし、その取り付け間隔は12m以下とする。	内容変更
第6章 撤去・取付工事						
1節 施工	3.1.1 はつり工事	穴あけは、必要最小限の寸法とし、ダイヤモンドカッター、振動ドリル等により施工する。施設利用者に対する危険防止、騒音防止及び建物の構造耐力等に十分配慮し、貫通か所以以外の部分に損傷を与えないようにする。	1節 施工	3.1.1 はつり工事	穴あけは、必要最小限の寸法とし、ダイヤモンドカッター、振動ドリル等により施工する。施設利用者に対する危険防止、騒音防止及び建物の構造耐力等に十分配慮し、貫通箇所以外の部分に損傷を与えないようにする。	内容変更
	6.1.3 配管指示金物の固定			6.1.3 配管支持金物の固定		項目内容 変更

埼玉県建築工事監督要綱

現行条文(令和5年版以前)			新条文(令和8年版)			
章	条	本文	章	条	本文	改定内容
第1章 総 則	第1条	この要綱は、埼玉県が発注する建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びこれらに類する工事(以下「工事」という。)の適正、かつ、円滑な実施を推進するため、その監督について法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	第1章 総 則	第1条	この要綱は、埼玉県が発注する建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びこれらに類する工事(以下「工事」という。)の適正、かつ、円滑な実施を推進するため、 法令その他別に定めるもののほか、工事監督に関し必要な事項を定めるものとする。	内容変更
"	第3条	監督員は、課(所)長の指揮、監督を受け、工期内に設計図書に合致する工事を精度良く、かつ安全に完成するよう受注者を指導監督しなければならない。	"	第3条	監督員は、課(所)長の指揮、監督を受け、工期内に設計図書に 適合 する工事を精度良く、かつ安全に完成するよう、受注者を指導監督しなければならない。	内容変更
"	第5条	監督員は、工事の施工に当たって、公衆の生命及び財産に関する危害等の防止並びに法令に基づく工事現場の安全を確保するよう受注者を指導しなければならない。	"	第5条	監督員は、工事の施工に 当たり 、公衆の生命及び財産に関する危害等の防止並びに法令に基づく工事現場の安全を確保するよう受注者を指導しなければならない。	内容変更
"	第7条	また、埼玉県建設工事請負契約第9条第2項に定める権限以外の内容について協議の必要が生じた際はすみやかに課(所)長に報告しなければならない。	"	第7条	また、埼玉県建設工事請負契約第9条第2項に定める権限以外の 事項 について協議の必要が生じた際はすみやかに課(所)長に報告しなければならない。	内容変更
"	第10条	監督員を工事完成前に変更するときは、前任者は、必要な事項を文書又は図面に明示して後任者に引き継ぎ、引き継いだ内容について課(所)長に報告しなければならない。	"	第10条	監督員を工事完成前に変更するときは、前任者は 必要な事項 を文書又は図面に明示して後任者に引き継ぎ、 後任者は 引き継いだ内容について課(所)長に報告しなければならない。	内容変更
第2章 書 類	第11条	監督員は、工事施工に関する、次の各号に掲げる書類等を常に確認できるようにしておくなければならない。	第2章 書 類	第11条	監督員は、工事施工に関し、次の各号に掲げる書類等を常に確認できるようにしておくなければならない。	内容変更
"	第12条	監督員は、受注者から、次の各号に掲げる書類が提出されたときは、十分その内容を検討し、課(所)長に報告しなければならない。	"	第12条	監督員は、受注者から 次の各号 に掲げる書類が提出されたときは、 その内容を十分に 検討し、課(所)長に報告しなければならない。	内容変更
"	第12条 2	(1) 工事施工に関する協議等の記録及び報告 工事施工に関する協議、指示及び承諾に関する事項並びに監督員の行う諸検査の結果については「工事現場連絡票」により記録し、必要に応じて、協議等の内容について「工事報告書」により課(所)長に報告するものとする。(埼玉県建設工事請負契約第9条第2項に定める権限以外の内容については報告が必要。)ただし、施工図及び諸試験の報告書については、直接図書上に処理年月日を記入することにより、工事現場連絡票を省略することができるものとする。	"	第12条 2	(1) 工事施工に関する協議等の記録及び報告 工事施工に関する協議、指示及び承諾に関する事項並びに監督員の行う諸検査の結果については「工事現場連絡票」により記録し、必要に応じて、協議等の内容について「工事報告書」により課(所)長に報告するものとする。(埼玉県建設工事請負契約第9条第2項に定める権限以外の 事項 については報告が必要。)ただし、施工図及び諸試験の報告書については、 図書上に 処理年月日を記入することにより、工事現場連絡票を省略することができるものとする。	内容変更
"	"	(2) 検査等の記録 受注者から提出された検査及び試験の記録を検討の上、保管するものとする。	"	"	(2) 検査等の記録 受注者から提出された検査及び試験の記録を検討の うえ 、保管するものとする。	内容変更
"	第13条 2	監督員は、「出来高確認用内訳書」を作成し、既済部分検査に立ち会わなければならない。また、検査終了後、速やかに「出来高支払可能額算出表」を作成し、課(所)長に提出しなければならない。	"	第13条 2	監督員は 中間前払い金の認定請求書の提出されたときは 、 受注者から提出された書面に基づき確認を行い、課(所)長に提出しなければならない。	内容変更
"	"		"	第13条 3	監督員は 部分払い検査請求書が提出されたときは 、「 出来高確認用内訳書 」を作成し、既済部分検査に立ち会わなければならない。また、検査終了後、速やかに「出来高支払可能額算出表」を作成し、課(所)長に提出しなければならない。	内容追加
"	第14条	監督員は、工事中の建築物の部分使用については、約款第34条を熟知の上、使用者側によくその主旨を徹底させるとともに、部分完了の時期、部分使用の期間等について受注者と連絡調整の上、課(所)長に報告し、その指示を受けなければならない。	"	第14条	監督員は、工事中の建築物の部分使用については、約款第34条を熟知の うえ 、使用者側によくその主旨を徹底させるとともに、部分完了の時期、部分使用の期間等について受注者と連絡調整の うえ 、課(所)長に報告し、その指示を受けなければならない。	内容変更
"	第15条	監督員は、受注者から「工事完成通知書」が提出されたときは、速やかに課(所)長に報告の上、埼玉県建設工事検査要綱第7条による手続きをしなければならない。	"	第15条	監督員は、受注者から「工事完成通知書」が提出されたときは、速やかに課(所)長に報告の うえ 、埼玉県建設工事検査要綱第7条による手続きをしなければならない。	内容変更
"	第16条	監督員は、検査員から「工事手直し指示書」を受領したときは、速やかに課(所)長に報告の上、埼玉県建設工事検査要綱第8条による手続きをしなければならない。	"	第16条	監督員は、検査員から「工事手直し指示書」を受領したときは、速やかに課(所)長に報告の うえ 、埼玉県建設工事検査要綱第8条による手続きをしなければならない。	内容変更
"	第17条	監督員は、当該工事の引渡しに際して受注者に課(所)長が定める書類を提出させ、これを確認し、課(所)長に報告の上、庁舎管理者に引継ぐものとする。	"	第17条	監督員は、当該工事の引渡しに際して受注者に課(所)長が定める書類を提出させ、これを確認し、課(所)長に報告の うえ 、庁舎管理者に引継ぐものとする。	内容変更
第3章 監 督	第20条 2	監督員は、工程表に基づき、工程の管理状況を把握し、遅延のおそれがあるときは、受注者に厳重に注意し、その旨を課(所)長に報告しなければならない。	第3章 監 督	第20条 2	監督員は、 受注者からの履行報告又は実施 工程表に基づき、工程の管理状況を把握し、遅延のおそれがあるときは、受注者に 厳重に 注意し、その旨を課(所)長に報告しなければならない。	内容加筆
					附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。	内容加筆

別表第1 受注者提出書類一覧表

現行条文(令和5年版以前)			新条文(令和8年版)			
工種	時期	提出書類	工種	時期	提出書類	改定内容
建築工事	準備 (契約時等)	12 工事実績情報に係る登録内容確認書(請負代金額が500万円以上)	建築工事	準備 (契約時等)	12 工事実績情報(コリンズ)登録内容確認書(500万円以上)	内容変更
	完成時	9 電子成果品(CD-R・DVD-R)、電子媒体納品書		完成時	9 電子成果品(オンライン電子納品 又は 電子媒体)、電子媒体納品書	内容変更
電気設備 工事	準備 (契約時等)	12 工事実績情報に係る登録内容確認書(請負代金額が500万円以上)	電気設備 工事	準備 (契約時等)	12 工事実績情報(コリンズ)登録内容確認書(500万円以上)	内容変更
	完成時	9 電子成果品(CD-R・DVD-R)、電子媒体納品書		完成時	9 電子成果品(オンライン電子納品 又は 電子媒体)、電子媒体納品書	内容変更
機械設備 工事	準備 (契約時等)	12 工事実績情報に係る登録内容確認書(請負代金額が500万円以上)	機械設備 工事	準備 (契約時等)	12 工事実績情報(コリンズ)登録内容確認書(500万円以上)	内容変更
	完成時	9 電子成果品(CD-R・DVD-R)、電子媒体納品書		完成時	9 電子成果品(オンライン電子納品 又は 電子媒体)、電子媒体納品書	内容変更

別表第2 工事監督処理方法 建築工事編

現行条文(令和5年版以前)					新条文(令和8年版)					
章	項目	監督員の事務(受注者に対する処置)	現行処理方法	資料	章	項目	監督員の事務(受注者に対する処置)	現行処理方法	資料	改定内容
1	現場代理人		また、特記にて常駐を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ速やかに工事報告書により課(所)長に報告する。		1	現場代理人		また、特記にて常駐を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ、速やかに課(所)長に報告する。		内容変更
	監理技術者等		また、特記にて専任を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ速やかに工事報告書により課(所)長に報告する。			監理技術者等		また、特記にて専任を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ、速やかに課(所)長に報告する。		内容変更
	"		その他、監理技術者制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」により確認する。		"	"		監理技術者制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」により確認する。		内容変更
	工事現場への標識の掲示		2. 施工体系図	建設業法 24条の7		工事現場への標識の掲示		2. 施工体系図	建設業法 24条の8	資料番号変更
	"		4. 労災保険関係成立業 労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を見やすい場所に掲示しているか、を確認する。		"	"		4. 労災保険関係成立業 労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)により提供しているか、又は常時作業場の見易い場所に掲示しているか、若しくは備え付ける等しているかを確認する。		内容変更 内容加筆
	工事実績情報システム(CORINS)		請負代金の額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報を登録するため、「登録のための確認のお願い」の作成を指示し、内容を確認する。			工事実績情報システム(CORINS)		請負代金の額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報を登録するため、「登録のための確認のお願い」の作成を指示し、内容を確認する。		内容変更
	工所用電力設備の保安			特別共仕 1.3.1		工所用電力設備の保安			特別共仕 1.3.2	資料番号変更
	発生材の処理		3. 1及び2以外のものは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」「特定家庭用機器再商品化法」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」その他関係法令等に基づくところによるほか、「彩の国建設リサイクル実施指針」「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理させ、その内容を報告させる。			発生材の処理		3. 1及び2以外のものは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」「特定家庭用機器再商品化法」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」「宅地造成及び特定盛土等規制法」その他関係法令等に基づくところによるほか、「彩の国建設リサイクル実施指針」「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理させ、その内容を報告させる。		内容加筆
	実施工程表		8. 上記の各事項に対する余裕			実施工程表		8. 総合試運転調整の期間 9. 上記の各事項に対する余裕		内容加筆
	施工計画書					施工計画書	確認	1. 総合施工計画書 (1) 施工体制と安全管理 オ 熱中症対策(報告体制の整備、症状悪化)	労働安全衛生規則 612条の2	内容加筆
	施工図見本その他		見本は、必要と認めるものについて期限を定め提出させ、設計図書と照合し、承諾する。			施工図見本その他		見本は、材質、仕上の程度、色合、柄等について、期限を定め提出させ、設計図書と照合し、承諾する。	標仕 1.4.2	内容変更 資料追加
	"		3. バリアフリー及びユニバーサルデザインすべての施設利用者が円滑かつ快適に利用できるよう配慮されているか確認する。		"	"				高齢者、障害者等の移動等円滑化に関する法律
	技能資格者		杭の継手溶接、鉄筋ガス圧接、鉄骨の溶接及び超音波探傷試験などにおいて、資格証明書及び工事経歴書の提出を求める。			技能資格者		杭の溶接継手、鉄筋ガス圧接、鉄骨の溶接及び超音波探傷試験などにおいて、資格証明書及び工事経歴書の提出を求める。		内容変更
							確認	関連工事等との総合試運転調整を行う場合は、次による。 (ア) 防火設備等について関連する機器と連動させ、設計図書の意図した機能を満たすことを確認する。 (イ) その他の事項については、監督職員と協議する。	標仕 1.5.7	項目追加 資料追加
	施工の立会い等			標仕 1.5.7		施工の立会い等			標仕 1.5.8	資料番号変更
	工事の記録等		5. 工事進捗状況報告書 監督要綱に基づき、必要に応じて毎月末に作成し、課(所)長に報告する。			工事の記録等		5. 工事進捗状況報告書 監督要綱に基づき、必要に応じて作成し、課(所)長に報告する。		内容変更
	完成図保全に関する説明書			特別共仕 1.6.1 ~1.6.6		完成図保全に関する説明書			特別共仕 1.6.1 ~1.6.5	資料番号変更
	電子納品			特別共仕 1.6.6		電子納品			特別共仕 1.6.5	内容変更 内容加筆
	"		工事が完了したときは、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づき、次のものを提出させる。 1. 電子成果品(CD-R・DVD-R) 2. 電子媒体納品書 電子成果品の内容確認は、「建築・設備工事完了時チェックシート」の項目に沿って、電子媒体の内容について確認する。		"	"		工事が完了したときは、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づき、原則として監督員が情報共有システムからダウンロードするか、受注者にオンライン電子納品(メール、ファイル送受信システム等)にて提出させる。 電子成果品の内容確認は、「建築・設備工事完了時チェックシート」の項目に沿って、確認する。		内容変更 内容加筆
2	施工計画書		1. 施工計画書 (2) 仮囲いの位置及び構造 (6) 足場並びに棧橋の位置及び構造 (10) 作業構台の位置及び構造		2	施工計画書		1. 施工計画書 (2) 仮囲いの位置及び構造及び主要部材の種類 (6) 足場並びに棧橋の位置及び構造仮設通路の位置、構造及び主要部材の種類 (10) 作業構台の位置及び構造及び主要部材の種類		内容加筆
3	施工計画書		5. 残土の処理方法(場外処理の場合は、地帯、距離、処分地の種類等)		3	施工計画書		5. 建設発生土の処理方法(場外処理の場合は、地帯、距離、処分地の種類等)		内容変更
4	施工計画書		1. 既製コンクリート杭地業及び鋼杭地業 (15) 支持地盤の確認方法(地盤資料と掘削深さ、電流値との対照等)と判断基準 (20) 施工結果報告書の内容		4	施工計画書		1. 既製コンクリート杭地業及び鋼杭地業 (15) 支持地盤の確認方法(地盤資料と掘削深さ、電流値との対照等)と判断基準 (20) 施工記録の内容		内容変更
	"		2. 場所打ちコンクリート杭地業 (3) コンクリートの計画調合表及び計算書 (17) 施工結果報告書の内容		"	"		2. 場所打ちコンクリート杭地業 (3) コンクリートの計画調合表及び配合計算書 (17) 施工記録の内容		内容変更
	"				"	"		3. 地盤改良(深層混合処理工法、浅層混合処理工法)		内容加筆
	杭工事施工報告書		1. 打込み工法 (4) 施工機械の仕様の概要及び性能			杭工事施工報告書		1. 打込み工法 (4) 材料、施工機械の仕様の概要及び性能		内容加筆
	"		2. セメントミルク工法 (4) 施工機械の仕様の概要及び性能		"	"		2. セメントミルク工法 (4) 材料、施工機械の仕様の概要及び性能		内容加筆
	"		3. 場所打ち杭工法 (4) 施工機械の仕様の概要及び性能		"	"		3. 場所打ち杭工法 (4) 材料、施工機械の仕様の概要及び性能		内容加筆
7	施工計画書		12. 輸送が中断したときの処置		7	施工計画書		12. 圧送が中断したときの処置		内容変更
	配合計画書		11. 配合計画書(材料、調合設計資料及び計算書) 12. 材料の試験成績書			配合計画書		11. コンクリート中の塩化物量(0.30kg/m3以下) 12. コンクリート中のアルカリ総量 13. 配合計画書(材料、調合設計資料及び計算書) 14. 材料の試験成績書		内容変更 内容加筆

9	ALCパネル工事 施工計画書	3. パネルの種類、使用箇所		9	ALCパネル工事 施工計画書	3. パネルの区分、単位荷重、厚さ、長さ、耐火性能		内容変更
12	施工計画書	2. タイル型枠先付け工法	標仕 11章4節	12	施工計画書	2. タイル型枠先付け工法	標仕監理指針 11章4節	資料名変更
13	材料検査	5. 釘、諸金物:規格、材質、形状、寸法、防錆処理		13	材料検査	5. 釘、諸金物:規格、材質、形状、寸法、防錆処理、 接着剤の仕様		内容加筆
14	屋根工事			14	屋根及び とい工事			章の名称 変更
	施工計画書	1. 長尺金属板葺			施工計画書	1. 長尺金属板葺	標仕 13章2節	資料追加
	"	2. 折板葺		"	"	2. 折板葺	標仕 13章3節	資料追加
	"	3. 粘土瓦葺		"	"	3. 粘土瓦葺	標仕 13章4節	資料追加
16	施工	(1) モルタル塗り(コンクリート下地) 下地の処置—(夏期は7日以上、冬期は14日以上)→下塗り—(14日以上)→むら直し—(7日以上)→中塗り→上塗り		16	施工	(1) モルタル塗り(コンクリート下地) 下地の処置—(夏期は7日以上、冬期は14日以上)→下塗り—(14日以上)→むら直し—(7日以上)→中塗り→上塗り		内容変更
20	塗装工程の事前 確認			20	塗装工程の事前 確認			表の一部変更
21	施工計画書	4. フローリング張り、せつこうボード、その他ボード及び合板張り (3) 使用材料(ホルムアルデヒド放散量含む)の材質(JAS等)、板厚		21	施工計画書	4. フローリング張り、せつこうボード、その他ボード及び合板張り (3) 使用材料の材質(JAS等、 防火性能 、ホルムアルデヒド放散量)、板厚、寸法		内容変更
22	施工計画書	2. プレキャストコンクリート工事		22	施工計画書	2. プレキャストコンクリート工事	標仕 20章3節	資料追加
	"	3. 間知石及びコンクリート間知ブロック積み		"	"	3. 間知石及びコンクリート間知ブロック積み	標仕 20章4節	資料追加
	施工	敷地境界石標は、監督員を含め下記関係者の立会いを受けて、設置する。		施工	敷地境界石標は、監督員を含め下記関係者の立会いを受けて、設置する。	標仕監理指針 20章5節		資料追加
23	施工計画書	7. 建設発生土の処理方法、安全管理対策、公害対策		23	施工計画書	7. 安全管理対策、公害対策		内容変更
26	一般共通事項	1. 施工計画調査	改仕 1章5節	26	一般共通事項	1. 施工計画調査	改仕 1章1.6.1	資料番号 変更
		下記の記載事項以外は、新築の場合(2. 仮設工事)に準じて処理する。			仮設工事	下記の記載事項以外は、新築の場合(2. 仮設工事)に準じて処理する。		項目の名称 追加
		1. 養生 (8) 養生範囲及び養生方法 (9) その他の養生			"	1. 養生 (8) 撤入経路等の養生 (9) 火気使用に対する養生 (10) 養生範囲及び養生方法 (11) その他の養生		内容加筆

別表第2 工事監督処理方法(電気設備工種)

現行条文(令和5年版以前)					新条文(令和8年版)					
章	項目	監督員の事務 (受注者に対する処置)	現行処理方法	資料	章	項目	監督員の事務 (受注者に対する処置)	現行処理方法	資料	改定内容
1	現場代理人		また、特記にて常駐を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ速やかに工事報告書により課(所)長に報告する。	特別共注 1.3.34	1	現場代理人		また、特記にて常駐を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ、速やかに課(所)長に報告する。	特別共注1.3.3	内容変更 資料番号 変更
	監視技術者等		また、特記にて専任を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ速やかに工事報告書により課(所)長に報告する。			監視技術者等		また、特記にて専任を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ、速やかに課(所)長に報告する。		内容変更
	"		その他、監視技術者制度の運用については、「監視技術者制度運用マニュアル」により確認する。		"	"		監視技術者制度の運用については、「監視技術者制度運用マニュアル」により確認する。		内容変更
	工事現場への標識の掲示		2 施工体系図	建設業法 24条の7		工事現場への標識の掲示		2 施工体系図	建設業法 24条の8	資料番号 変更
	"		4 労災保険関係成立票 労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を見やすい場所に掲示しているか、を確認する。		"	"		4 労災保険関係成立票 労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)により提供しているか、又は常時事業場の見やすい場所に掲示しているか、若しくは備え付ける等しているかを確認する。		内容変更 内容加筆
	工事実績情報システム(CORINS)		請負代金の額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報を登録するため、「登録のための確認のお願い」の作成を指示し、内容を確認する。			工事実績情報システム(CORINS)		請負代金の額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報を登録するため、「登録のための確認のお願い」の作成を指示し、内容を確認する。		内容変更
	発生材の処理		3.1及び2以外のものは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」「特定家庭用機器再商品化法」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」その他関係法令等に基づくことによるほか、「影の国建設リサイクル実施指針」「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理させ、その内容を報告させる。			発生材の処理		3.1及び2以外のものは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」「特定家庭用機器再商品化法」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」「宅地造成及び特定盛土等規制法」その他関係法令等に基づくことによるほか、「影の国建設リサイクル実施指針」「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理させ、その内容を報告させる。		内容加筆
	実施工程表		実施工程表は、次の事項等について確認する。 1. 工程の順序 2. 建築工事、機械設備工事その他の工事工程の把握と調整 3. 仮設準備期間 4. 官公署等への届出書類提出時期 5. 施工計画書、製作図及び施工図の作成並びに承諾の時期 6. 主要機器の製作期間並びに現場搬入時期 7. 接地極埋設時期 8. アンテナ設置位置の電界強度測定時期 9. 配管、配線、機器取付け等の施工の取合い及び部分の完了の時期 10. 電力、電話等の引込み配線施工時期及び期間 11. 電話機取付け位置確認時期 12. 検査及び施工の立会い時期 13. 試験の時期及び期間 14. 受電の時期 15. 試験運転調整及び跡片付け期間 16. 気候(雨、風、雪、気温等)、風土、慣習等の影響 17. 上記の各事項に対する余裕			実施工程表		実施工程表は、次の事項等について確認する。 1. 建築、機械設備及びその他工事工程 2. 仮設準備期間、設置期間、撤去時期 3. 官公署等への届出書類提出時期 4. 施工計画書、製作図及び施工図の作成並びに承諾の時期 5. 主要機器の製作期間及び現場搬入時期(搬入機器の使用時期) 6. 接地極埋設時期 7. アンテナ設置位置の電界強度測定時期 8. 配管、配線、機器取付け等の施工の取合い及び部分の完了の時期 9. 電力、電話等の引込み配線施工時期及び期間 10. 電話機取付け位置の確認時期 11. 検査及び施工の立会いを受ける時期(監督員、検査員、特定行政庁、消防署等) 12. 試験の時期及び期間 13. 受電の時期 14. 総合試験運転調整及び跡片付け期間 15. 気候、風土、慣習等の影響		内容変更 内容加筆
	施工計画書					施工計画書	確認	1. 総合施工計画書 (1) 施工体制と安全管理 オ 熱中症対策(報告体制の整備、症状悪化防止、熱中症対応体制の整備)	労働安全衛生 規則 612条の2	内容加筆
	"		(1) 品質計画、一工程の施工の確認、施工の具体計画を定めるもの。 エ 安全管理	労働安全衛生法 14条、 28条の2		施工計画書		(1) 品質計画、一工程の施工の確認、施工の具体計画を定めるもの。 エ 安全管理	労働安全衛生法 14条	資料番号 変更
	製作図			埼玉県グリーン調達・環境配慮契約書方針		製作図			埼玉県グリーン調達・環境配慮契約書推進方針	資料名称 変更
	見本等		見本は、必要と認めるものについて期限を定め提出させ、設計図書と照合し、承諾する。			施工図見本その他		見本は、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、期限を定め提出させ、設計図書と照合し、承諾する。		内容変更
						総合試験運転調整	確認	関連工事等との総合試験運転調整を行う場合は、次による。 1. 関連工事を含む全体の運動動作が設計図書の機能を満たしていることを確認する。 2. 総合試験運転調整前及び完了後に、「総合試験運転計画書」を提出させる。	標仕1編1.5.5	項目追加 資料追加
	施工の立会い等			標仕1編1.5.5		施工の立会い等			標仕1編1.5.6	資料番号 変更
	工事の記録等			監督要綱12、 22、23、24、 26、27、31、 32		工事の記録等			監督要綱12、 22、23、24、 26、27、31、 32、34、35	資料番号 変更
	工事の記録等		5. 工事進捗状況報告書 監督要綱に基づき、必要に応じて毎月末に作成し、課(所)長に報告する。			工事の記録等		5. 工事進捗状況報告書 監督要綱に基づき、必要に応じて作成し、課(所)長に報告する。		内容変更
	"		7. 建設副産物の適正処理に係る記録 工事が完了したときは、次のものにより適正に処理されていることを確認する。 (1) 再生資源利用[促進]実施書 (2) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)又は電子マニフェストのA票、B2票、D票、E票 (3) 産業廃棄物収集運搬車の確認写真 (4) 中間処理場又は最終処分場に関する現地写真			"		7. 建設副産物の適正処理に係る記録 工事が完了したときは、次のものにより適正に処理されていることを確認する。 (1) 再生資源利用[促進]実施書 (2) 再生資源利用[促進]実施書 (3) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)又は電子マニフェストのA票、B2票、D票、E票 (4) 産業廃棄物収集運搬車の確認写真 (5) 中間処理場又は最終処分場に関する現地写真		内容加筆
	完成図等			特別共注1.6.1 ~1.6.5		完成図等			特別共注1.6.1 ~1.6.4	資料番号 変更
	電子納品			特別共注1.6.5		電子納品			特別共注1.6.4	資料番号 変更
	"		工事が完了したときは、埼玉県電子納品運用ガイドラインに基づき、次のものを提出させる。 1. 電子成果品(CD-R・DVD-R) 2. 電子媒体納品書 電子成果品の内容確認は、「建築・設備工事完了時チェックシート」の項目に沿って、電子媒体の内容について確認する。			"		工事が完了したときは、埼玉県電子納品運用ガイドラインに基づき、原則として監督員が情報共有システムからダウンロードするが、受注者はオンライン電子納品(メール、ファイル送受信システム等)にて提出させる。 電子成果品の内容確認は、「建築・設備工事完了時チェックシート」の項目に沿って、確認する。		内容変更 内容加筆
	機材検査	承諾				機材検査	検査			処置変更

2-3	機材検査		標仕2編1.18.1 " 1.18.2	2-3	機材検査		標仕2編1.18.1 " 1.18.2 ~1.18.4	資料番号 変更
	施工		4. 架線 (1) 架空電線の地上高に注意する。 (2) 架空電線相互及び他の工作物との離隔距離に注意する。 (3) ケーブルを架線する場合のちよう架用線(メッセンジャーワイヤー)の太さ及びケーブルハンガーの吊り間隔に注意する。		施工		4. 架線 (1) 架空電線の地上高に注意する。 (2) 架線は、架空ケーブルの安全率を維持できる強度により敷設する。 (3) 架空電線相互及び他の工作物との離隔距離に注意する。 (4) ケーブルを架線する場合のちよう架用線(メッセンジャーワイヤー)の太さ及びケーブルハンガーの吊り間隔に注意する。	内容加筆
2-4	施工		2. ハンドホール及びマンホールの敷設 (1) マンホール及びハンドホールの鉄ふたは、破壊荷重及び用途名等が表示されたものとし、黒色防錆塗装を施す。 (2) ふたに電気用である旨を表示する。	2-4	施工		2. ハンドホール及びマンホールの敷設 (1) マンホールの壁には、ケーブル及び接続部の支持材を確実に取り付け。 ハンドホールの壁に支持材を取付ける場合は、特記に従う。 なお、支持材が金属製の場合は、溶融亜鉛めっき仕上げ又はステンレス鋼製とし、陶製等の枕を設ける。 (2) 樹脂製ハンドホールの配管接続部の穴開けは、強度が低下しないよう製造者指定の位置・大きさを確認のうえ施工する。 (3) マンホール及びハンドホールの鉄ふたは、破壊荷重及び用途名等が表示されたものとし、黒色防錆塗装を施す。 (4) ふたに電気用である旨を表示する。	内容加筆
2-7	機材検査		寸法、構造、外観、形式等をJIS A 4201又はJIS Z 9290を参考とし検査する。	2-7	機材検査		寸法、構造、外観、形式等をJIS Z 9290-3を参考とし検査する。	内容変更
	施工		4. 接地極 (2) ガス管から1.5m以上離隔する。		施工		4. 接地極 (2) ガス管から1.5m以上離隔する。ただし、ガス管に雷等電位ボンディングを施す場合は、この限りでない。	内容加筆
4	機材検査			4	機材検査		標仕4編1.4.1	資料追加
"	"		1. 直流電源装置	標仕4編2.5.1	"		1. 直流電源装置	資料削除
"	"		2. 交流無停電電源装置(UPS) 1(2) 蓄電池による。	標仕4編2.5.1	"		2. 交流無停電電源装置(UPS) ア 構造試験(構造) イ 性能試験(容量)	内容変更 資料削除
"	"		3. 電力平準化用蓄電装置 (2) パワーコンディショナー及び系統連系保護装置 ア 構造試験 イ 性能試験		"		3. 電力調整用蓄電装置 (2) 系統連系保護装置 ア 構造試験(構造) イ 性能試験	内容変更
"	"		4. 分散電源エネルギーマネジメントシステム (1) 構造試験 (2) 性能試験 (3) 機能試験		"			内容削除
施工			1. 直流電源装置及び、UPSの架台、盤類の据付け	標仕4編3.1.1	施工		1. 直流電源装置、UPS及び電力調整用蓄電装置の架台、盤類の据付け	内容変更 資料番号変更
試験				標仕4編3.3.2	試験			資料番号変更
5	機材検査		6. 小出力発電設備		5	機材検査	6. 小規模発電設備	内容変更
施工			4. 太陽光発電設備 (3) 消火活動時における消防隊員の感電防止のため、PVモジュール、接続箱及びパワーコンディショナ間の直流通電が流れる配管配線等の見やすい部分に、注意喚起として表示を行う。		施工		4. 太陽光発電設備 (3) 消火活動時における消防隊員の感電防止のため、PVモジュール、接続箱及びパワーコンディショナ等の機器及び太陽電池アレイからパワーコンディショナまでの直流通電、配管等の見やすい部分に、注意喚起として表示を行う。	内容変更
"	"		6. 小出力発電設備		"		6. 小規模発電設備	内容変更
6	機材検査	承諾		6	機材検査	検査		処置変更
7	機材検査		2. 監視制御装置		7	機材検査	2. 簡易形監視制御装置、監視制御装置、エネルギー管理装置及びエネルギー需給制御装置	内容加筆
試験			次の事項等について検査する。 1. 絶縁抵抗試験(配線完了後) 2. 光ファイバーケーブルの伝送損失の測定 3. 機能試験(総合動作)(機器の設置及び配線完了後)		試験		次の事項等について検査する。 1. 絶縁抵抗試験(配線完了後) 2. EM-UTPケーブル配線の伝送品質測定 3. 光ファイバーケーブルの伝送損失の測定 4. 計測計器と中央監視装置間の信号(费率、単位、パルスウェーブ等)を照合し、整合性を確認する。 5. 機能試験(総合動作)(機器の設置及び配線完了後)	内容加筆
8	施工図及び施工			機械標仕9編2章	施工図及び施工		機械標仕9編	資料番号変更
"	"		2.かご室内の付加仕様(適用は特記による)	機械標仕9編2章2.2.3	"		機械標仕9編2章	資料番号変更
"	"		5. 普及型エレベーター設備	機械標仕9編3章	"		機械標仕9編2章	資料番号変更
"	"		7. 小荷物専用昇降機設備 (1) 機械室内機器 ア 巻上げ機の駆動鋼車は鋼製とし、主索に適合した溝形を有するものとする。 イ 電動機は、JIS C 4034-11による試験(特性試験、温度上昇試験、耐電圧試験、絶縁抵抗試験)を行い、その試験成績書を提出させる。 ウ 電源盤及び制御盤は、製造者の標準仕様とする。 エ マシンルーム及び床材は鋼材又は形鋼製とする。		"		7. 小荷物専用昇降機設備 (1) 機械室内機器 ア 巻上げ機の駆動鋼車は鋼製とし、主索に適合した溝形を有するものとする。 イ 電源盤及び制御盤は、製造者の標準仕様とする。 ウ マシンルーム及び床材は鋼材又は形鋼製とする。	内容変更
8	施工図及び施工			機械標仕7編2章	8	施工図及び施工	機械標仕9編2章	資料番号変更
試験				機械標仕9編2章2.2.13	試験		機械標仕9編2章	資料番号変更
9	施工計画調査			改仕1編1.5.1	9	施工計画調査	改仕1編1.5.2	資料番号変更
	電力貯蔵設備工事			改仕4編2.2.3		電力貯蔵設備工事	改仕4編2.2.2	資料番号変更
	環境配慮(グリーン)改修工事		4. 施工記録報告書 (4) 産業廃棄物処理記録	特別共仕1.1.13		環境配慮(グリーン)改修工事		資料削除

別表第2 工事監督処理方法(機械設備工事編)

現行条文(令和5年版以前)					新条文(令和8年版)					
章	項目	監督員の事務 (受注者に対する処置)	現行処理方法	資料	章	項目	監督員の事務 (受注者に対する処置)	現行処理方法	資料	改定内容
1	現場代理人		また、特記にて常駐を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ、速やかに工事報告書により課(所)長に報告する。		1	現場代理人		また、特記にて常駐を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ、速やかに課(所)長に報告する。		内容変更
	監理技術者等		また、特記にて専任を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ、速やかに工事報告書により課(所)長に報告する。			監理技術者等		また、特記にて専任を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ、速やかに課(所)長に報告する。		内容変更
	"		その他、監理技術者制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」により確認する。		"			監理技術者制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」により確認する。		内容変更
	工事現場への標識の掲示		2 施工体系図	建設業法 24条の7		工事現場への標識の掲示		2 施工体系図	建設業法 24条の8	資料番号変更
	"		4 労災保険関係成立票 労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を見やすい場所に掲示しているか、を確認する。		"			4 労災保険関係成立票 労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。) により提供しているか、又は 常時事業場の見易い場所 に掲示しているか、若しくは備え付ける等しているかを確認する。		内容変更 内容加筆
	"		6 コスト表示	別共仕1.1.12	"			6 コスト表示	特別共仕 1.1.12	資料名称変更
	工事実績情報システム(CORINS)		請負代金の額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報を登録するため、「登録のための確認のお願い」の作成を指示し、内容を確認する。			工事実績情報システム(CORINS)		請負代金の額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報を登録するため、「登録のための確認のお願い」の作成を指示し、内容を確認する。		内容変更
	発生材の処理		3 1及び2以外のものは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」「特定家庭用機器再商品化法」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」その他関係法令等に基づくところによるほか、「影の国建設リサイクル実施方針」「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理させ、その内容を報告させる。			発生材の処理		3 1及び2以外のものは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」「特定家庭用機器再商品化法」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」「 宅地造成及び特定盛土等規制法 」その他関係法令等に基づくところによるほか、「影の国建設リサイクル実施方針」「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理させ、その内容を報告させる。		内容加筆
	実施工程表		実施工程表は、次の事項等について確認する。 1. 工程の順序 2. 建築工事、電気設備工事及びその他の工事工程 3. 仮設準備期間 4. 官公署等への届出書類提出時期 5. 施工計画書、製作図及び施工図の作成並びに承諾時期 6. 主要機器の製作期間及び現場搬入時期 7. 配管、配線、機器取付け等の施工の取合及び取合い部分完了の時期(騒音、振動、じん埃発生工事の時期及び期間) 8. 試験の時期及び期間 9. 検査及び施工の立会い時期 10. 上下水道、ガス等の引込み工事の時期及び期間 11. 総合試運転調整の開始時期及び期間 12. 後片付け期間 13. 気候(雨、風、雪、気温等)、風土、慣習等の影響 14. 上記の各事項に対する余裕			実施工程表		実施工程表は、次の事項等について確認する。 1. 建築、電気設備及びその他の工程 2. 各仮設物の設置期間 3. 官公署への届出書類提出時期 4. 施工計画書、製作図及び施工図の作成並びに承諾の時期 5. 主要機器の製作期間及び現場搬入時期 6. 配管、配線、機器取付け等の施工の取合い及び取合い部分完了時期 7. 試験の時期及び期間 8. 検査及び施工の立会い時期(監督員、検査員、特定行政庁、消防署等) 9. 上下水道、ガス等の引き込み工事の時期及び期間 10. 総合試運転調整の開始時期 11. 総合試運転調整及び後片付け期間 12. 気候、風土、慣習等の影響 13. 上記各事項に対する余裕		内容変更 内容加筆
	施工計画書					施工計画書	確認	1. 総合施工計画書 (1) 施工体制と安全管理 オ 熱中症対策(報告体制の整備、症状悪化時の対応) (2) 品質計画、一工程の施工の確認、施工の具体計画を定めるもの。 エ 安全管理	労働安全衛生規則 612条の2	内容加筆
	"		(1) 品質計画、一工程の施工の確認、施工の具体計画を定めるもの。 エ 安全管理	労働安全衛生法 14条、28条の2	"		(1) 品質計画、一工程の施工の確認、施工の具体計画を定めるもの。 エ 安全管理	労働安全衛生法 14条	資料番号変更	
	"		(1) 品質計画、一工程の施工の確認、施工の具体計画を定めるもの。 ケ 総合調整計画	標仕1編1.3.3	"		(1) 品質計画、一工程の施工の確認、施工の具体計画を定めるもの。 ケ 総合調整計画	標仕1編1.5.6	資料番号変更	
	"		(2) 試験等で、特に必要なものについては「試験計画書」を別途提出させ、課(所)長に報告し指示をうける。	標仕1編1.4.6	"		(2) 試験等で、特に必要なものについては「試験計画書」を別途提出させ、課(所)長に報告し指示をうける。	標仕1編1.4.5	資料番号変更	
	施工図等		3 バリアフリー及びユニバーサルデザインすべての施設利用者が円滑かつ快適に利用できるよう配慮されているかを確認する。			施工図等				高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関
	製作図		4 製作図のチェックポイント (1) バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮されているか。			製作図				高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関
	施工図見本その他		見本は、必要と認めるものについて期間を定め提出させ、設計図書と照合し、承諾する。			施工図見本その他		見本は、 材質、仕上げの程度、色合、柄等 について、期間を定め提出させ、設計図書と照合し、承諾する。	標仕1編1.4.2	内容変更 資料追加
	機材の搬入			標仕1編1.4.4		機材の搬入			標仕1編1.4.3	資料番号変更
	機材の検査等(材料検査)			標仕1編1.4.5		機材の検査等(材料検査)			標仕1編1.4.4	資料番号変更
	機材の検査に伴う試験			標仕1編1.4.6		機材の検査に伴う試験			標仕1編1.4.5	資料番号変更
						総合試運転調整	確認	関連工事等との総合試運転調整を行う場合は、次による。 1. 関連工事を含む全体の運動動作が設計図書の機能を満たしていることを確認する。 2. 総合試運転調整前及び完了後に、「総合試運転計画書」を提出させる。	標仕1編1.5.6	項目追加 資料追加
	施工の立会い等			標仕1編1.5.6		施工の立会い等			標仕1編1.5.8	資料番号変更
	工事の記録等		3 工事写真 「埼玉県建築工事写真作成要領」及び「埼玉県電子納品運用ガイドライン」により撮影されていることを確認する。			工事の記録等		3 工事写真 「 建築・設備工事電子納品 写真作成要領」及び「埼玉県電子納品運用ガイドライン」により撮影されていることを確認する。		内容変更
	"		5 工事進捗状況報告書 監督要綱に基づき、必要に応じて毎月末に作成し、課(所)長に報告する。			"		5 工事進捗状況報告書 監督要綱に基づき、必要に応じて作成し、課(所)長に報告する。		内容変更
	完成図等			特別共仕1.6.1~1.6.5		完成図等			特別共仕1.6.1~1.6.4	資料番号変更
	"		1. 完成図等 (2) 完成写真 「埼玉県建築工事写真作成要領」及び「埼玉県電子納品運用ガイドライン」により作成させる。			"		1. 完成図等 (2) 完成写真 「 建築・設備工事電子納品 写真作成要領」及び「埼玉県電子納品運用ガイドライン」により作成させる。		内容変更

	電子納品		工事が完成したときは、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づき、次のものを提出させる。 1. 電子成果品(CD-R・DVD-R) 2. 電子媒体納品書 電子成果品の内容確認は、「建築・設備工事完了時チェックシート」の項目に沿って、電子媒体の内容について確認する。	特別共仕1.6.5		電子納品		工事が完成したときは、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づき、原則として監督員が情報共有システムからダウンロードするか、受注者にオンライン電子納品(メール、ファイル送受信システム等)にて提出させる。 電子成果品の内容確認は、「建築・設備工事完了時チェックシート」の項目に沿って、確認する。	特別共仕1.6.4	内容変更 資料番号 変更
2-1	機材の検査 (材料検査)			標仕1編14.5 " 14.6		2-1	機材の検査 (材料検査)		標仕1編14.4 " 14.5	資料番号 変更
2-2	機材の検査 (材料検査)		(1) 保温材料の材質、種類、等級、密度 ア 合成樹脂製カバーは、難燃性とし、JIS A 1322(建築用薄物材料の難燃性試験方法)に規定する防炎2級に合格したもので、板厚は合成樹脂カバー1は0.3mm以上、合成樹脂カバー2は0.5mm以上			2-2	機材の検査 (材料検査)		(1) 保温材料の材質、種類、等級、密度 ア 合成樹脂製カバーは、難燃性とし、JIS A 1322(建築用薄物材料の難燃性試験方法)に規定する防炎2級に合格したもので、板厚は合成樹脂カバー1は0.3mm以上、合成樹脂カバー2は0.5mm以上、合成樹脂製カバー3は1.0mm以上	内容加筆
4	試験調整等			標仕4編24.1 " 24.2		4	試験調整等		標仕4編26.1 " 26.2	資料番号 変更
9	再使用品		再使用する機材は、状態や性能・機能の確認を行い、機器に損傷を与えないよう丁寧に取り外し、清掃・洗浄等を実施させる。再取付け後には機能確認を実施させる。			9	再使用品		再使用する機材は、状態や性能・機能の確認を行い、機器に損傷を与えないよう丁寧に取り外し、清掃・洗浄、養生等を実施させる。再取付け後には機能確認を実施させる。	内容加筆
	施工計画 調査			改仕1編15.1			施工計画 調査		改仕1編15.2	資料番号 変更
	施工計画書 (総合)		改仕抜粋 第1編2.2.1 足場 (7) 足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(平成21年4月24付け 厚生労働省基発第0424001号)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床において手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。				施工計画書 (総合)		改仕抜粋 第1編2.2.1 足場 (7) 足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省令和5年12月26日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床において手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	内容変更
	はつり、 穴開け			改仕2編4章			はつり、 穴開け		改仕2編5章	資料番号 変更
	インサート及び アンカー			改仕2編5章			インサート及び アンカー		改仕2編6章	資料番号 変更
	基礎工事		基礎工事に関する事項は、改仕を参照のこと。	改仕2編6章			基礎工事			項目削除
	既設ダクト			改仕3編2.8 " 2.9 " 2.4.5 " 2.4.6			既設ダクト		改仕3編2.6 " 2.7 " 2.4.5 " 2.4.6	資料番号 変更
	撤去			改仕4編2節			撤去		改仕4編2.7.2	資料番号 変更
	機器・器具			改仕5編1節			機器・器具		改仕5編1章 1節	資料番号 変更
	給排水衛生 機器の撤去、再 使用			改仕5編2.2.7 " 2.3.2			給排水衛生 機器の撤去、再 使用		改仕1編1.4.3 改仕5編2.3.2	資料番号 変更
	既存設備の 撤去			改仕6編4節			既存設備の 撤去		改仕6編3章 3節	資料番号 変更

別表第2 工事監督処理方法(機械設備工事参考資料)

1. 機材の試験

現行条文(令和5年版以前)		新条文(令和8年版)	
		標仕1.4.2 機材 品質等 表1.1.1 機材の試験を元に表修正	表修正
[注意事項]1		[注意事項]1 上記表修正により内容変更・削除	内容変更

2. 配管の圧力試験等

現行条文(令和5年版以前)		新条文(令和8年版)		項目番号変更
2. 配管の試験 圧力等		1. 配管の試験 圧力等		
(1)冷温水、冷却水、蒸気、油、ブライン、高温水、冷媒配管	冷温水冷却水配管	(1)冷温水、冷却水、蒸気、油、ブライン、高温水、冷媒配管	冷温水管冷却水管	内容変更
"	蒸気配管高温水配管	"	蒸気管高温水管	内容変更
"	油配管	"	油管	内容変更
"	窒素ガス、炭酸ガス、乾燥空気による気密試験	"	乾燥空気又は不燃性ガスによる気密試験	内容変更
"	製造者の設計圧力以上の圧力とする。(※)	"	高圧ガス保安法等関係法令等の定めるところによる	内容変更
(※)冷媒ガスの設計圧力(参考)	(※)冷媒ガスの設計圧力(参考)	(※)冷媒ガスの設計圧力(参考)	冷媒ガスの設計圧力(参考)	内容変更
"	出典(表):公益社団法人日本冷凍空調学会 HFC系冷媒定数の標準値	"		出典削除
"	注) 1) 冷媒配管の気密試験に使用するガスは、一般に窒素ガスを用いる。	"	注) 1) 冷媒配管の気密試験に使用するガスは、一般的に窒素ガスを用いる。	内容変更
"	3) 冷媒配管に冷媒を充填し、運転開始直後にガス検知器を使用して冷媒配管の接続部を点検し、冷媒の漏洩のないことを確認する。	"	3) 冷媒配管に冷媒を充填し、運転開始直後にガス検知器を使用して冷媒配管の接続部を点検し、冷媒の漏れのないことを確認する。	内容変更
"	4) 屋内外ユニットの連絡配線は施工後、絶縁抵抗試験、動作試験を行う。	"	4) 屋内機と屋外機の連絡配線は施工後、絶縁抵抗試験、動作試験を行う。	内容変更
"		"	架橋ポリエチレン管及びポリブテン管の水圧試験方法と試験条件(参考)	表追加
(2)暖房配管の圧力試験(住仕)	圧力試験:住仕2.9.1	(2)暖房配管の圧力試験(住仕)	圧力試験:住仕2.9.2	資料番号変更
"	(2)暖房配管の圧力試験(住仕):方式	"	(2)暖房配管の圧力試験(住仕):対象部分等	項目修正
"	住戸セントラル方式	"	暖房配管	項目修正
"	住棟セントラル方式	"		項目削除
(3)給水管、給湯管及び排水ポンプ吐出管の水圧試験(標仕)	圧力試験:標仕2編2.9.3	(3)給水管、給湯管及び排水ポンプ吐出管の水圧試験(標仕)	圧力試験:標仕2編2.9.4	資料番号変更
"	揚水管	"	圧力配管	項目修正
"	注)2) 水道用ポリエチレン2層管、水道配水用ポリエチレン管の試験方法は、製造者の規定による。	"	注)2) 水道用ポリエチレン二層管、水道配水用ポリエチレン管の試験方法は、製造者の規定による。	文字修正
(4)給水管の水圧試験(住仕) ア 配管完了後の水圧試験	ポンプに直結する配管:1.75MPa(※2)	(4)給水管の水圧試験(住仕) ア 配管完了後の水圧試験	揚水管:(※2)	項目修正
"	上記以外の配管:1MPa	"	高置タンク以下:(※3)	項目修正
"		"	水道直結増圧方式:水圧試験:(※4)	項目追加
"		"	水道用ポリエチレン二層管:水圧試験:次表ウによる	項目追加
"		"	金属強化ポリエチレン管:水圧試験:次表エによる	項目追加
"		"	給湯管:給水管に準ずる	項目追加
"	(※2) 当該ポンプの全揚程の2倍に相当する圧力が1.75MPaを超える場合は、その圧力値とする。	"	(※2) 当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍の圧力(ただし、最小0.75MPa)とする。	内容変更
"		"	(※3) 静水頭に相当する圧力の2倍の圧力(ただし、最0.75MPa)とする。 (※4) 水道事業者の規定による。	内容追加
イ 水道配水用ポリエチレン管及び給水用高密度ポリエチレン管の水圧試験		イ 水道配水用ポリエチレン管及び給水用高密度ポリエチレン管の水圧試験	継手部分の漏水の有無を目視確認する。異常がなければ系統別に調査する。	内容追加
		ウ 水道用ポリエチレン二層管の水圧試験		表追加
		エ 金属強化ポリエチレン管の水圧試験		表追加
ウ 器具取付け後の水圧試験	住戸内の給水管(水道メーター以降)	オ 器具取付け後の水圧試験	住戸内の給水管(量水器以降)	項目修正
"	さや管ヘッダー配管:次表エによる	"	さや管ヘッダー配管:次表カによる	項目修正
エ さや管ヘッダー配管の水圧試験		カ さや管ヘッダー配管の水圧試験	継手部分の漏水の有無を目視確認する。異常がなければ系統別に調査する。	項目修正 内容追加
オ 浴槽及び追焚配管の試験(住仕2.9.6)		キ 浴槽及び追焚配管の試験(住仕2.9.6)		項目修正
(5)消火配管の水圧試験及び気密試験ほか(標仕2編2.9.5)	(1)各消火ポンプに連結する配管	(5)消火配管の水圧試験及び気密試験ほか(標仕2編2.9.5)	(1)ポンプに連結する配管	項目修正
"	(3)(1)と(2)を兼用	"	(3)(1)と(2)を兼用する配管	項目修正
"		"	(2)ハロゲン化物消火配管:気密試験(空気又は窒素ガスによる): (注2):10分	項目追加

	(2)粉末消火配管		(3)粉末消火配管	項目修正
	注1 ノズル先端における放水圧力が0.6MPa(消防長又は消防署長が指定する場合にあっては、当該指定放水圧力)以上になるよう送水した場合の送水口における圧力をいう。			内容削除
	注1 (ii) ハロゲン化物消火配管の場合の貯蔵容器から選択弁までの配管は、40℃における貯蔵容器内圧力値4.4MPaとする。 (iii) 選択弁から噴射ヘッドまでの配管は、最高使用圧力(初期圧力降下計算を行った結果から得られた値。以下同じ。)とする。 (iv) 選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまでの配管は、最高使用圧力とする。		注1 (ii) 選択弁から噴射ヘッドまでの配管は、最高使用圧力(初期圧力降下計算を行った結果から得られた値。以下同じ。)とする。 (iii) 選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまでの配管は、最高使用圧力とする。	内容変更
			注2 (1)貯蔵容器から選択弁までの配管は、40℃における貯蔵容器内圧力値4.4MPaとする。 (ii)(iii)は注1と同様とする。	内容追加
	注3 (ii)(iii)は注2(iii)(iv)と同様とする。		注3 (ii)(iii)は1と同様とする。	内容変更
(6)消火設備における合成樹脂管の水圧試験(住仕)		(6)消火設備における合成樹脂管の水圧試験(住仕2.9.5)	接続部の漏水の有無を確認する。	項目修正 内容追加
2. 排水及び通気管の試験	排水管:満水試験:建物内0.03 MPa以上:住仕による場合は、最小保持時間60分	2. 排水及び通気管の試験(標仕2.9.4、住仕2.9.4)	排水管:満水試験:建物内 -:住仕による場合は、最小保持時間60分 満水試験の方法は、工事監理指針参考資料2.3参照のこと	項目番号変更 項目修正
	排水管:通水試験:器具取付け後実施する。 トレン管にも適用がある。		排水管:通水試験:器具取付け後実施する。 トレン管にも適用する。	項目修正
	洗濯機用防水パン:煙試験(特記記載時):250Pa:15分:刺激性の濃煙を使用する。		洗濯機用防水パン:水張り試験:-:60分:住仕による	項目修正
	満水試験の要領 1) 各機器の接続口を閉じ、当該試験区間の最上部より水を注入して満水状態とし、所定の時間を経過した後、漏れの有無を確認する。 2) 試験は通常、各階毎(0.03MPaとなる範囲)に行うので、立て配管の各階に満水継手を設けておく必要がある。 3) 保持時間は、30分以上とする。 4) 試験完了後、治具のふたを忘れずに取外しておく。			内容削除
都市ガス設備における圧力測定器具による気密保持時間	水中ゲージ、チャンパ型圧力計又は電気式ダイヤフラム型圧力計:1分間以上	都市ガス設備における圧力測定器具による気密保持時間(標仕6編2.2.6)	水中ゲージ、チャンパ型圧力計又は電気式ダイヤフラム型圧力計:1分間以上(チャンパ型、電気式ダイヤフラム型は2分間以上)	項目修正
液化石油ガス配管の気密試験		液化石油ガス配管の気密試験(標仕6編3.2.6)	注4 点火試験は、ガスマーター取付け後に管内の空気を排出して行う。	項目修正 内容追加

6. 空調設備工事の機材の検査項目

現行条文(令和5年版以前)		新条文(令和8年版)		改定内容
機器品目	検査内容	機器品目	検査内容	
1. ボイラー	(1) 試験成績書(熱出力、水圧及び騒音等)	1. ボイラー	(1) 試験成績書(加熱能力、水圧)	内容変更
2. 温水発生機	(1) 試験成績書(熱出力、水圧及び気密もしくは満水等)	2. 温水発生機	(1) 試験成績書(加熱能力、気密又は満水)	内容変更
3. 吸収冷温水機等	(1) 試験成績書(冷凍能力、加熱能力、電動機出力、騒音、冷却能力、水圧及び気密)	3. 吸収冷温水機等	(1) 試験成績書(冷凍能力、加熱能力、気密及び水圧)	内容変更
4. 冷凍機	(1) 試験成績書(冷凍能力、電動機出力、振動、騒音)	4. 冷凍機	(1) 試験成績書(冷凍能力、水圧及び気密)	内容変更
5. 空気熱源ヒートポンプユニット	(1) 試験成績書(冷凍能力、加熱能力、電動機出力及び、騒音)	5. 空気熱源ヒートポンプユニット	(1) 試験成績書(冷凍能力、加熱能力、耐圧及び気密、騒音)	内容変更
6. 水蓄熱ユニット	試験成績書(冷房・暖房(蓄熱容量、熱源機単体の能力、日量能力、最大能力、断熱能力、最大電力、最大電流、消費電力量、圧力損失及び騒音))	6. 水蓄熱ユニット	試験成績書(JIS B 8625「空調用温水蓄熱ユニット試験方法」等)	内容変更
7. 冷却塔	(1) 試験成績書(冷却能力及び騒音※) ※日本冷却塔工業会により定められた基準による	7. 冷却塔	(1) 試験成績書(冷却能力及び騒音)	内容変更
8. 送風機	(1) 試験成績書(風量、静圧、回転数、電流値及び騒音)	8. 送風機	(1) 試験成績書(風量、静圧、回転速度及び騒音)	内容変更
9. 空調機	(1) 試験成績書(能力、風量、静圧、電流値、振動、騒音)	9. 空調機	(1) 試験成績書(冷房能力、暖房能力、風量、静圧、運転電流、振動、騒音及び耐圧)	内容変更
10. ファンコイルユニット	(1) 試験成績書(能力、風量、定格消費電力、騒音及びコイル損失水頭)	10. ファンコイルユニット	(1) 試験成績書(冷房能力、暖房能力、風量、消費電力、損失水頭及び騒音)	内容変更
12. 全熱交換器	(1) 試験成績書(全熱交換効率及び圧力損失)	12. 全熱交換器	(1) 試験成績書(全熱の交換効率及び圧力損失)	内容変更
15. オイルタンク	(1) 試験成績書(水圧、外面防錆被膜)	15. オイルタンク	(1) 試験成績書(水圧(消防法による完成検査前検査の検査済証がある場合を除く))	内容変更
16. 熱交換器ヘッド及び圧力容器に該当するタンク	(1) 試験成績書(水圧、水室部の内部防錆被膜)	16. 熱交換器ヘッド及び圧力容器に該当するタンク	(1) 試験成績書(水圧及びみめつき(冷温水用に限る)、気密)	内容変更
17. 膨張タンク及び還水タンク	(1) 試験成績書(満水、内面防錆被膜)	17. 膨張タンク及び還水タンク	(1) 試験成績書(水圧(消防法による完成検査前検査の検査済証がある場合を除く)、内面防錆被膜(エポキシ樹脂ライニングされたものに限る))	内容変更

12. 給排水衛生設備工事の機材の検査項目

現行条文(令和5年版以前)		新条文(令和8年版)		改定内容
機器の品目	検査内容	機器の品目	検査内容	
5. 温水発生機	(1) 試験成績書(熱出力、水圧及び気密もしくは満水)	5. 温水発生機	(1) 試験成績書(加熱能力、気密又は満水、水圧)	内容変更
6. ガス湯沸器	(1) 試験成績書(熱出力及び水圧)	6. ガス湯沸器	(1) 試験成績書(水圧)	内容変更

7. 飲料水を貯水するタンク(銅製、FRP製、ステンレス鋼板製)	(1) 試験成績書(満水、銅板製の場合は内面防錆皮膜)	7. 飲料水を貯水するタンク(銅製、FRP製、ステンレス鋼板製)	(1) 試験成績書(内面防錆皮膜)	内容変更
8. 貯湯タンク	(1) 試験成績書(水圧及び溶接部検査)	8. 貯湯タンク	(1) 試験成績書(水圧)	内容変更

埼玉県材料検査実施要領

現行条文(令和5年版以前)			新条文(令和8年版)			
章	条	本文	章	条	本文	改定内容
建築工事編 電気設備 工事編 機械設備 工事編	第4条 4		建築工事編	第4条 4	(3) 材料検査の結果、不合格と認められた材料は、直ちに工事現場外に搬出し、工事に使用してはならないものとする。	内容追加
機械設備 工事編	第4条	材料検査の方法は、原則として「標仕第1編1.4.5機材の検査等」、「改仕第1編1.4.5機材の検査等」、「住仕第1編1.4.5機材の検査等」の規定によるものとし、設計図書に定めるもののほかは、本要	機械設備 工事編	第4条	材料検査の方法は、原則として「標仕第1編1.4.4機材の検査等」、「改仕第1編1.4.5機材の検査等」、「住仕第1編1.4.5機材の検査等」の規定によるものとし、設計図書に定めるもののほかは、本要	内容変更
〃	第5条	材料検査に伴う試験は、「標仕第1編1.4.6 機材の検査に伴う試験」、「改仕第1編1.4.6 機材の検査に伴う試験」、「住仕第1編1.4.6 機材の検査に伴う試験」の規定により行う。	〃	第5条	材料検査に伴う試験は、「標仕第1編1.4.6 機材の検査に伴う試験」、「改仕第1編1.4.5 機材の検査に伴う試験」、「住仕第1編1.4.6 機材の検査に伴う試験」の規定により行う。	内容変更

工事現場等における施工体制の確認要領(建築・設備工事編)

現行条文(令和5年版以前)		新条文(令和8年版)		改定内容
条	本文	条	本文	
第5条	施工体制台帳の確認は、工事着工前に受注者にその写しを提出させるものとする。	第5条	施工体制台帳の確認は、工事着工前に受注者にその写しを提出させるものとする(施工体制台帳と実体の合致確認、作業員名簿の添付、再下請の通知・契約書の添付)。	内容加筆

施工体制チェックポイント(建築・設備工事編)

現行条文(令和5年版以前)	新条文(令和8年版)	
チェックポイント	チェックポイント	改定内容
1. 配置する技術者の専任等の確認 実施時期(契約時・変更時)		
(6)技術者講習(監理技術者証) 【技術者のうち監理技術者について確認】	(6)技術者講習(監理技術者証) 【技術者のうち監理技術者の 資格者証(提示確認) 】 (必要に応じ監理技術者講習の受講・有効期間も確認)	内容変更
3. 工事現場における施工体制台帳及び標識等の確認 実施時期(施工中適宜)		
(2)現場での標識等の確認 ウ 発注者から建設工事を直接請け負った建設業許可を持つ建設業者が、建設業許可に関する標識を掲示しているか確認 ア 一般又は特定建設業の別 イ 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業 ウ 商号又は名称 エ 代表者の氏名 オ 主任技術者又は監理技術者の氏名	(2)現場での標識等の確認 ウ 発注者から建設工事を直接請け負った建設業許可を持つ建設業者が、建設業許可に関する標識を掲示しているか確認 ① 一般又は特定建設業の別 ② 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業 ③ 商号又は名称 ④ 代表者の氏名 ⑤ 主任技術者又は監理技術者の氏名	内容変更

埼玉県建築工事写真作成要領 別表5 完成写真

現行条文(令和5年版以前)		新条文(令和8年版)		改定内容
条	本文	条	本文	
		注2	完成写真において、個人情報、業務情報、掲示物、モニター画面等の不用意な写り込みがないよう配慮すること。	内容追加

埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領

現行条文(令和5年版以前)			新条文(令和8年版)			改定内容
章	項目	本文	章	項目	本文	
1章 共通事項	1.2 対象図書類	(2) 図面情報電子化媒体とする完成図面については、CADを用いて作成したものである場合は、CADにおけるデータ(以下「CADデータ」という。)を用い、紙による完成図面から作成する場合は、原則として原図を用いる。	1章 共通事項	1.2 対象図書類	(2) 図面情報電子化媒体とする完成図面については、 原則CAD におけるデータ(以下「CADデータ」という。)を用いて 作成する 。	内容変更
"			"	1.4 図面情報電子化媒体の提出	提出媒体は電子媒体とする。	項目追加
2章 図面データ	2.1 図面データの種類の種類	図面データの種類の種類は、原則として次に示すデータのいずれかのものとする。 (1) CADデータ (2) 紙メディア(図面)を、イメージスキャナーを介して作成するイメージデータ又はCADデータを変換して作成するイメージデータ(以下「イメージデータ」という。)	2章 図面データ	2.1 図面データの種類の種類	図面データの種類の種類は、原則として次に示す(1)及び(2)とする。 (1) CADデータ (2) CADデータから作成したPDFデータ(一式)	内容変更
"	2.2 データの形式等	(1) CADデータファイルのフォーマットは原則としてSXF(sxf)とする。ただし、監督員の承諾を得た場合は、DXF形式とすることができる。 (2) イメージデータは、TIFF形式MMR圧縮し、200dpi(A1サイズ)にて作成する。ただし、監督員の承諾を得た場合は、この限りでない。	"	2.2 データの形式等	CADデータファイルのフォーマットは原則としてJWWとする。	内容変更
"	2.3 ファイル名称等	(1) CADデータ及びイメージデータのファイル名称は、図面1枚に1つとし、監督員と協議し決定するものとする。	"	2.3 ファイル名称等	(1) CADデータのファイル名称は、図面1枚に1つとし、監督員と協議し決定するものとする。	内容変更
"	2.4 提出媒体		"	2.4 提出媒体		項目削除 1.4に統一
3章 検索データ	3.2 使用する文字	使用する文字は、MS漢字コード(JIS X 0201 又は JIS X 0208)とする。	3章 検索データ	3.2 使用する文字	使用する文字は、 XML仕様に基つきUTF-8(Unicode)とする。環境依存文字、機種依存文字、外字は使用しないものとし、必要に応じて同音異字・常用漢字等へ置き換える。	内容変更
"	3.3 データ形式	検索データは、Microsoft Excel形式(xls)にて作成すること。	"	3.3 データ形式	検索データは、Microsoft Excel形式にて作成すること。	内容変更
"	3.4 提出媒体		"	3.4 提出媒体		項目削除 1.4に統一

埼玉県建築工事検査技術基準

		新条文(令和8年版)		
条	内容	条	内容	改定内容
別紙2 工事別事項	監督員指定通知書、現場代理人等通知書、資材・製造所等選定報告書、火災保険等(写)、施工計画書、施工体系図、施工体制台帳、工事カルテ	別紙2 工事別事項	監督員通知書(指定・変更)、現場代理人等(変更)通知書、資材・製造所等選定報告書、火災保険等(写)、施工計画書、施工体系図、施工体制台帳、工事カルテ	内容変更

様式編

現行条文(令和5年版以前)		新条文(令和8年版)		
様式名	内容	様式名	内容	改定内容
請負代金額内訳書	下記の工事について埼玉県建設工事請負契約約款第3条に基づき請負代金内訳書を作成したので提出します。	請負代金内訳書	下記の工事について埼玉県建設工事標準請負契約約款第3条に基づき請負代金内訳書を作成したので提出します。	様式名変更 内容変更
請負代金額内訳書		請負代金内訳書	材料費・労務費・安全衛生経費・建設業退職金共済制度の掛金記入項目追加	様式名変更
工程表	下記の工事について埼玉県建設工事請負契約約款第3条に基づき工程表を作成したので提出します。	工程表	下記の工事について埼玉県建設工事標準請負契約約款第3条に基づき工程表を作成したので提出します。	内容変更
監督員の指定(変更)について(通知)	下記のとおり監督員を指定(変更)したので、埼玉県建設工事請負契約約款第9条第1項及び第3項の規定により通知します。	監督員通知書(指定・変更)	下記のとおり監督員を指定(変更)したので、埼玉県建設工事標準請負契約約款第9条第1項及び第3項の規定により通知します。	様式名変更 内容変更
"	記:工事場所	"		内容削除
現場代理人等通知書	下記工事の現場代理人等を定めしたので、埼玉県建設工事請負契約約款第10条第1項の規定により経歴書を添えて通知します。	現場代理人等(変更)通知書	下記工事の現場代理人等を定め(変更しました)ので、埼玉県建設工事標準請負契約約款第10条第1項の規定により経歴書を添えて通知します。	様式名変更 内容変更
"	記:工事場所、工期	"		内容削除
経歴書	雇用関係確認可能書類を添付すること。(注意:健康保険証の交付日にて確認を求める場合は個人情報(健康保険証の番号、記号、保険者番号)に該当する項目を消去した写しを提出すること。)	経歴書	恒常的雇用関係確認可能書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))を添付すること。	内容変更
経歴書(下請)	雇用関係確認可能書類を添付すること。(注意:健康保険証の交付日にて確認を求める場合は個人情報(健康保険証の番号、記号、保険者番号)に該当する項目を消去した写しを提出すること。)	経歴書(下請)	恒常的雇用関係確認可能書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))を添付すること。	内容変更
材料検査請求書	工事について埼玉県建設工事請負契約約款第13条第2項により検査を請求します。	材料検査請求書	工事について埼玉県建設工事標準請負契約約款第13条第2項により検査を請求します。	内容変更
工期延長申請書	下記工事について埼玉県建設工事請負契約約款第22条の規定により工期の延長を申請します。	工期延長申請書	下記工事について埼玉県建設工事標準請負契約約款第22条の規定により工期の延長を請求します。	内容変更
"	記:工事場所	"		内容削除
工期(請負代金額)の変更について(協議)	下記工事について埼玉県建設工事請負契約約款第24条(第25条)の規定により工期(請負代金額)の変更を協議します。	工期(請負代金額)の変更について(協議)	下記工事について埼玉県建設工事標準請負契約約款第24条(第25条)の規定により工期(請負代金額)の変更を協議します。	内容変更
"	記:工事場所	"		内容削除
工期(請負代金額)の変更協議について(回答)	記:工事場所	工期(請負代金額)の変更協議について(回答)		内容削除
工事完成通知書	下記工事が令和年月日完成したので、埼玉県建設工事請負契約約款第32条第1項の規定により通知します。	工事完成通知書	下記工事が令和年月日完成したので、埼玉県建設工事標準請負契約約款第32条第1項の規定により通知します。	内容変更
"	記:工事場所	"		内容削除
指定部分に係る工事完了通知書	下記工事の指定部分に係る工事が令和年月日完了したので、埼玉県建設工事請負契約約款第39条第1項の規定により通知します。		下記工事の指定部分に係る工事が令和年月日完了したので、埼玉県建設工事標準請負契約約款第39条第1項の規定により通知します。	内容変更
"	記:工事場所	"		内容削除
工事完成検査結果について(通知)	(発注者) 印	工事完成検査結果について(通知)	(発注者) (公印省略)	内容削除
"	下記工事は完成検査の結果合格したので、埼玉県建設工事請負契約約款第32条第2項の規定により通知します。	"	下記工事は完成検査の結果合格したので、埼玉県建設工事標準請負契約約款第32条第2項の規定により通知します。	内容変更
"	記:工事場所	"		内容削除
工事完成検査結果及び工事成績評価結果について(通知)	(発注者) 印	工事完成検査結果及び工事成績評価結果について(通知)	(発注者) (公印省略)	内容削除
"	下記工事は完成検査の結果合格したので、埼玉県建設工事請負契約約款第32条第2項の規定により通知します。	"	下記工事は完成検査の結果合格したので、埼玉県建設工事標準請負契約約款第32条第2項の規定により通知します。	内容変更
工事完成検査結果及び工事暫定成績評価結果について(通知)	(発注者) 印	工事完成検査結果及び工事暫定成績評価結果について(通知)	(発注者) (公印省略)	内容削除
"	下記工事は完成検査の結果合格したので、埼玉県建設工事請負契約約款第32条第2項の規定により通知します。	"	下記工事は完成検査の結果合格したので、埼玉県建設工事標準請負契約約款第32条第2項の規定により通知します。	内容変更
指定部分に係る工事完了検査結果について(通知)	(発注者) 印	指定部分に係る工事完了検査結果について(通知)	(発注者) (公印省略)	内容削除
"	下記工事は指定部分に係る工事完了検査の結果合格したので、埼玉県建設工事請負契約約款第39条第1項の規定により通知します。	"	下記工事は指定部分に係る工事完了検査の結果合格したので、埼玉県建設工事標準請負契約約款第39条第1項の規定により通知します。	内容変更
"	記:工事場所	"		内容削除
工事目的物引渡書	下記工事は、埼玉県建設工事請負契約約款第32条第2項の規定による検査に合格したので、同条第4項の規定により引き渡します。	工事目的物引渡書	下記工事は、埼玉県建設工事標準請負契約約款第32条第2項の規定による検査に合格したので、同条第4項の規定により引き渡します。	内容変更
"	記:工事場所	"		内容削除

指定部分に係る工事目的物引渡書	下記工事の指定部分は、埼玉県建設工事請負契約約款第39条第1項の規定による検査に合格したので、引き渡します。	指定部分に係る工事目的物引渡書	下記工事の指定部分は、埼玉県建設工事標準請負契約約款第39条第1項の規定による検査に合格したので、引き渡します。	内容変更
"	記: 工事場所	"		内容削除
部分払検査請求書	下記工事の部分払検査を、埼玉県建設工事請負契約約款第38条第2項の規定により請求します。	部分払検査請求書	下記工事の部分払検査を、埼玉県建設工事標準請負契約約款第38条第2項の規定により請求します。	内容変更
"	記: 工事場所	"		内容削除
部分払検査結果について(通知)	(発注者) 印	部分払検査結果について(通知)	(発注者) (公印省略)	内容削除
"	下記工事は、令和 年 月 日 部分払検査の結果、出来形部分等を確認したので、埼玉県建設工事請負契約約款第38条第3項の規定により通知します。	"	下記工事は、令和 年 月 日 部分払検査の結果、出来形部分等を確認したので、埼玉県建設工事標準請負契約約款第38条第3項の規定により通知します。	内容変更
"	記: 工事場所	"		内容削除
工事完了後の事後調査報告書	工事について埼玉県建設工事請負契約約款第45条に基づき実施調査した結果を下記のとおり報告します。	工事完了後の事後調査報告書	工事について埼玉県建設工事標準請負契約約款第45条に基づき実施調査した結果を下記のとおり報告します。	内容変更
工事完了後の修補請求書	工事について埼玉県建設工事請負契約約款第45条の規定により下記修補事項を令和 年 月 日までに修補し、その結果を文書で報告して下さい。	工事完了後の修補請求書	工事について埼玉県建設工事標準請負契約約款第45条の規定により下記修補事項を令和 年 月 日までに修補し、その結果を文書で報告して下さい。	内容変更
修補完了報告書	工事について埼玉県建設工事請負契約約款第45条の規定による下記修補が完了したので報告します。	修補完了報告書	工事について埼玉県建設工事標準請負契約約款第45条の規定による下記修補が完了したので報告します。	内容変更
出来高支払可能額算出表	記: 工事場所	出来高支払可能額算出表		内容削除
契約時における確認票	工事箇所	契約時における確認票		内容削除
"		"	確認事項 必要とされる性能や経済性に留意しつつ、サーキュラーエコノミー型製品など環境負荷を軽減する資機材の調達や使用に努めること。	内容追加
"		"	確認事項 熱中症のリスクがある期間中に現場作業を行う工事は、着手前に監督員と熱中症対策について打合せを行うとともに、作業時には必要な対策・体制を取ること。	内容追加
工事確認結果報告書	記: 工事場所、住所・指名	工事確認結果報告書		内容削除
聞き取り調査結果報告書	記: 工事場所、住所・指名	聞き取り調査結果報告書		内容削除
施工体制等の不備・一括下請負の疑義について(報告)	記: 住所・指名	施工体制等の不備・一括下請負の疑義について(報告)		内容削除
工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	工事場所	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況		内容削除
"		"	※必要に応じて、写真等を添付する。	内容追加
工事成績評定結果の確定について(通知)	(発注者) 印	工事成績評定結果の確定について(通知)	(発注者) (公印省略)	内容削除
工事成績評定結果の修正について(通知)	発注者 印	工事成績評定結果の修正について(通知)	(発注者) (公印省略)	内容削除
施工体系図		施工体系図		表形式追加
電気保安技術者(工用電力設備保安責任者)通知書	監督員 様	電気保安技術者(工用電力設備保安責任者)通知書	監督員 宛	内容変更

工事請負契約・支払関係提出書類一覧表

現行条文(令和5年版以前)		新条文(令和8年版)		
条	内容	条	内容	改定内容
				体裁修正

問合せ先一覧表

現行条文(令和5年版以前)		新条文(令和8年版)		
条	内容	条	内容	改定内容
埼玉県グリーン調達推進方針に関すること	Tel:048-830-3015 http://www.pref.saitama.lg.jp/a0304/hanbaihouhou.html	埼玉県グリーン調達推進方針に関すること	Tel:048-830-3019 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/green/g-houshin.html	内容変更